

千葉市DV防止・支援基本計画

(平成24年度～27年度)

平成24年7月

千葉市

目次

第1章	基本的な考え方	1 ページ
第2章	配偶者暴力被害等の現状	3 ページ
第3章	計画の構成	21 ページ
第4章	計画の内容	24 ページ
	基本方針Ⅰ・・・・・・・・・・	24 ページ
	暴力を許さない地域づくりの推進	
	基本方針Ⅱ・・・・・・・・・・	27 ページ
	相談機能の強化	
	基本方針Ⅲ・・・・・・・・・・	32 ページ
	被害者に対する切れ目のない支援	
	基本方針Ⅳ・・・・・・・・・・	36 ページ
	連携体制の整備	

第1章 基本的な考え方

1 DVに関する基本計画策定の経緯

あらゆる暴力は、決して許されるものではなく、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス。以下「DV」*1という。）は、「配偶者」という親密な間柄で、外部の目に触れにくいプライベートな場所において、一方が暴力によって他方を支配する行為です。このため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、その被害者の多くは女性であり、女性に対する暴力が起こる背景には、性別に基づく固定的な役割分担意識や、男女の経済力の格差等の様々な社会的要因があります。DVの根絶のためには、被害者への支援策の充実とあわせて、男女が互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が欠かせません。

DVは、被害者やその子どもの心身に深い傷を残し、社会全体に深刻な悪影響を与えるものであり、単なる個人的な問題ではなく、社会がその解消に取り組まなければならない重要な課題の一つとなっています。

平成13年4月に、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が制定されました。同法の施行により、長い間、家庭の中の問題、個人の問題とされてきた配偶者に対する暴力が犯罪であり、重大な人権侵害であると位置付けられ、被害者への救済及び支援の道筋がつけられました。

平成16年6月には、最初の法改正があり、DVに「心身に有害な影響を及ぼす言動」を追加、被害者の子どもも保護命令の対象に含めるとともに、配偶者暴力相談支援センター業務の明文化や国の基本方針、都道府県の基本計画策定の義務付けなどが定められました。

平成19年7月には、2回目の法改正があり、保護命令の対象をさらに拡充するとともに、都道府県のみならず義務付けられていた基本計画の策定が、市町村にも努力義務とすることが定められました。

そこで本市においては、平成23年3月に策定された「ちば男女共同参画基本計画 新ハーモニープラン後期計画」（以下「新ハーモニープラン」という。）の「基本目標1 男女平等と人権の尊重」の「施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応」に基づいて、本市のDV防止・支援体制の更なる推進を図るために、「千葉県DV防止・支援基本計画」を策定することとしました。

*1【ドメスティック・バイオレンス（DV）】の定義

配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は元配偶者（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）から身体的暴力、又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動である精神的暴力・経済的暴力・性的暴力を含めます。また、配偶者以外の恋人など親密な間柄にあるパートナーからの暴力も同様とします。

2 定義（DVの範囲など）

本基本計画では、DV防止法の対象である「配偶者（元配偶者を含む）からの暴力」を対象とします。

なお、DV防止法対象以外の「交際相手からの暴力」、親・きょうだいなど身近な者からの暴力に対しても、本基本計画と同様に対象とします。

3 基本方針及び行動の位置づけ

本基本計画は、千葉県男女共同参画ハーモニー条例第9条に規定する「ちば男女共同参画基本計画*2」の一部として位置づけます。

また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。

4 計画期間と進捗管理について

計画期間は、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年）までの4か年とし、進捗管理も含めて「新ハーモニープラン 後期計画*3」と連動します。

なお、本基本計画の取組状況や社会情勢の変化、DV防止法の改正、国の基本的方針の改定などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

5 他の計画との関連

千葉県では、平成18年に「千葉県DV防止・被害者支援計画」を策定し、DV防止法の改正にあわせて、平成21年に改訂を行っています。

本計画は、千葉県の計画内容を踏まえた上で、策定しました。

*2【ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン】

平成17年3月に、男女が互いの人権を尊重し合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指し、千葉県男女共同参画ハーモニー条例に基づいて、男女共同参画についての施策や、市民、事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進するために基本計画を策定しました。

*3【新ハーモニープラン 後期計画】

*2の「ちば男女共同参画基本計画」の計画期間は平成17年から27年度までの11年間ですが、計画の中間年にあたる平成22年度に国の動向や市民意識調査の結果等も参考に、後期に向けて、計画の見直しを行いました。

後期計画は、重点的に実施する施策の1つとして、「配偶者等からの暴力の防止と被害への対応」を掲げています。

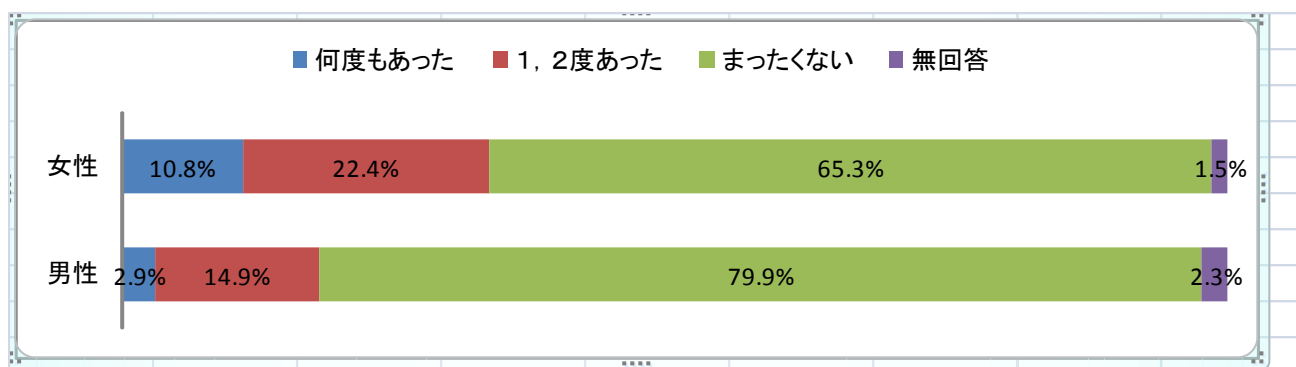
第2章 配偶者暴力被害等の現状

1 暴力の被害経験

(1) 配偶者からの暴力の被害経験（全国）

平成20年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行（身体に対する暴行を受けた）」「心理的攻撃（精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた）」「性的強要（性的な行為を強要された）」のいずれか1つでも受けたことがあると答えた人は、女性33.2%、男性17.8%となっています。女性の3人に1人がパートナーから暴力を受けています。

【図表1 配偶者からの被害経験（全国）】

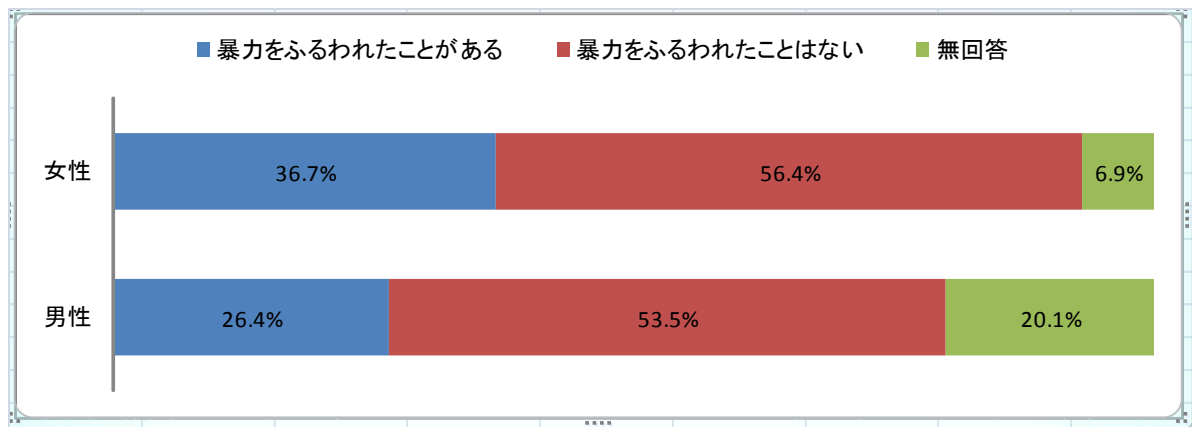


（内閣府 男女間における暴力に関する調査 平成20年度）

(2) 配偶者やパートナーから暴力をふるわれた経験（千葉市）

千葉市の「配偶者等における暴力に関する調査」（以下「千葉市DVアンケート調査」という。）によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けたことがあると答えた人は、女性が36.7%、男性26.4%となっています。

【図表2 配偶者やパートナーから暴力をふるわれた経験（千葉市）】



【図表 2-a 暴力にあたる行為】

身体的暴力にあたる行為	平手でうつ
	殴ったりけったりする
	刃物を突きつけておどす

性的暴力にあたる行為	避妊に協力しない
	意に反して性行為を強要する
	妊娠中絶を強要する<女性の方のみ>

精神的暴力にあたる行為	心理的暴力	何を言っても長期間無視する
		命令する口調でものを言う
		大声でどなる・バカにする・ののしる
		大切にしているものをわざと捨てる、壊す
		親・きょうだいについておどす
	社会的隔離	友人や実家とのつきあいをいやがる、やめさせる
		外出や電話を細かく監視する
		社会活動や仕事をするのをいやがる
	性別役割の押し付け	病気の時でも家事を手伝わない
	経済的暴力	お金の使いみちを細かく報告させる
		生活に必要なお金を渡さない

(千葉県 配偶者等における暴力に関する調査 平成 23 年度)

(3) 配偶者やパートナーから受けた暴力の状況 (千葉県)

千葉市の「配偶者等からの暴力 (DV) に関する被害者実態調査 (面接調査)」(以下「千葉県 DV 被害者面接調査」という。)によると、下記のように様々な暴力を受けていました。

【図表 3 配偶者やパートナーから受けた暴力 (千葉県)】(複数回答あり)

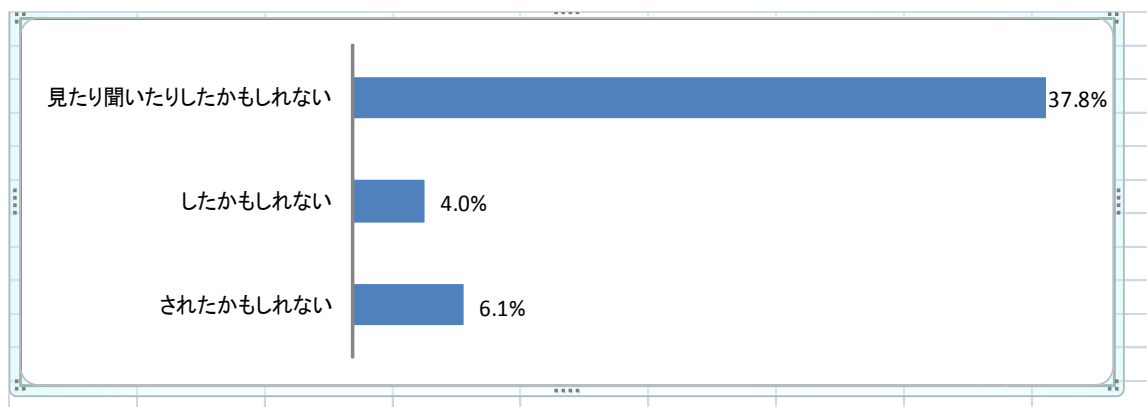
身体的暴力	精神的暴力	経済的暴力	性的暴力
17人	20人	13人	8人

(千葉県 配偶者等からの暴力 (DV) に関する実態調査 平成 23 年度)

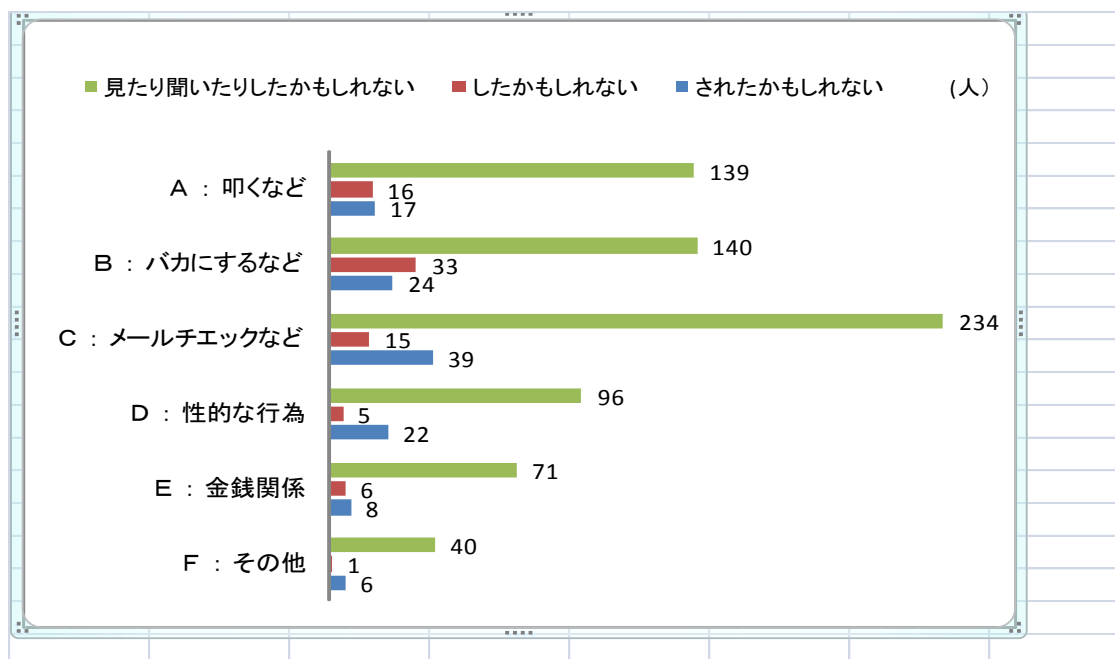
(4) 交際相手からの暴力（デートDV）の経験（千葉市）

平成23年度に千葉市内の高等学校の生徒を対象に行った「デートDVについての意識・実態調査」によると、デートDVを「されたかもしれない」と答えた人は、6.1%でしたが、デートDVを「見たり聞いたりしたかもしれない」と答えた人は、37.8%でした。

【図表4 交際相手からの暴力の経験（千葉市）】



【図表5 交際相手からの暴力の経験・項目別（千葉市）】



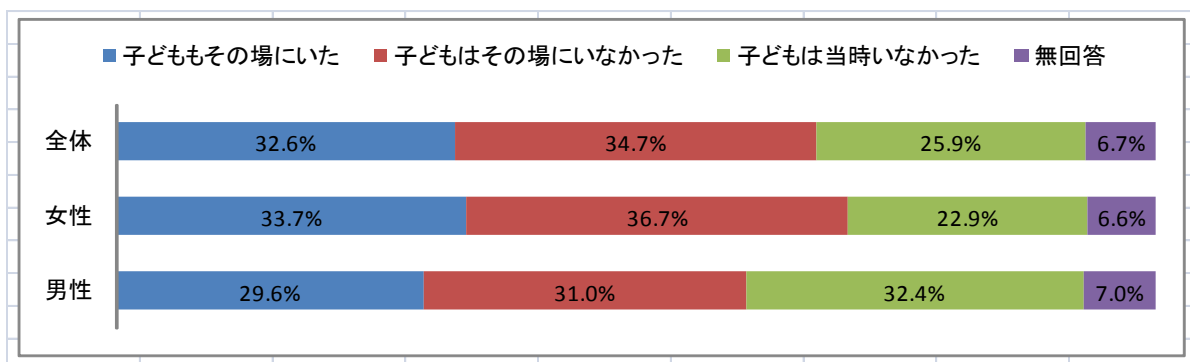
(千葉市 デートDVについての意識・実態調査 平成23年度)

* デートDVの内容は、「A : たたく、ける、物を投げる」「B : バカにしたり、傷つく言葉を使う、大声でどなる」「C : メールのチェックや友達づきあいを制限する」「D : 性的な行為を無理やりする」「E : デートの費用やお金を無理やり出させる」「F : その他」です。

(5) 暴力をふるわれた時の子どもの状況

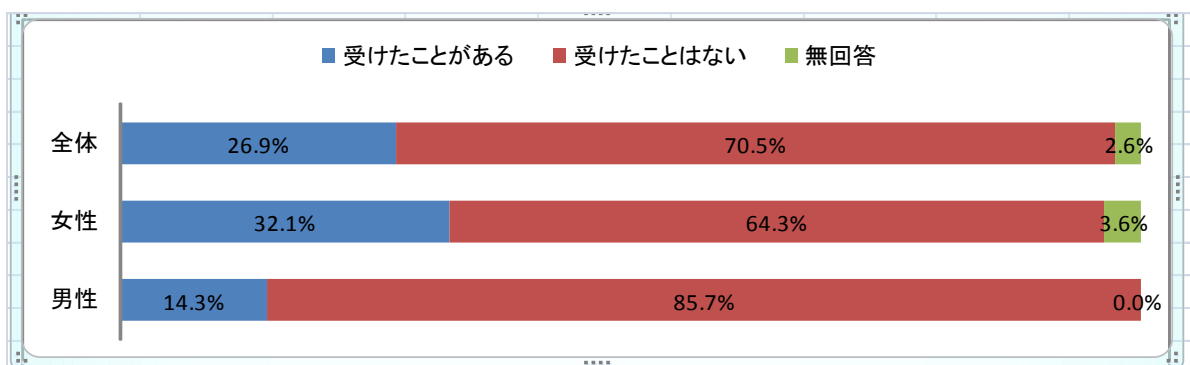
千葉県DVアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力をふるわれた時に「子どもがその場にいた」のは、32.6%でした。そのうち、子どもも同じように「被害を受けたことがある」は、全体では26.9%、女性では32.1%、男性では14.3%となっています。

【図表6 暴力をふるわれた時の子どもの状況（千葉県）】



（千葉県 配偶者等における暴力に関する調査 平成23年度）

【図表7 暴力をふるわれた時の子どもの被害（千葉県）】



（千葉県 配偶者等における暴力に関する調査 平成23年度）

千葉県DV被害者面接調査では、子どもがいる被害者20人のうち、16人が配偶者及びパートナーは子どもの目の前で暴力を振るったと答えています。

【図表8 子どもの目の前で暴力（千葉県）】

子どもの目の前で暴力	ふるった	ふるわない	不明	合計
人数	16人	3人	1人	20人

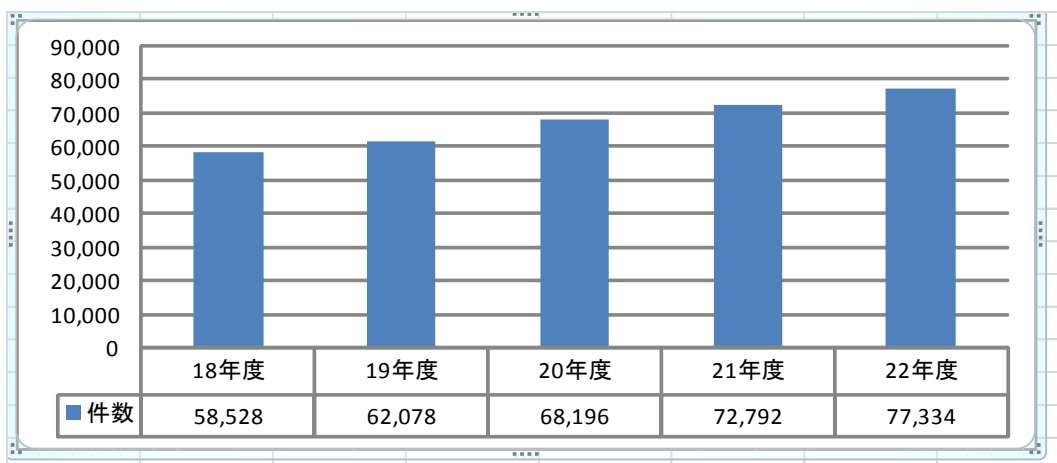
（千葉県 配偶者等からの暴力（DV）に関する実態調査 平成23年度）

2 相談の状況

(1) 全国の相談件数

DV防止法に基づき、都道府県の女性相談所など適切な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしており、DVに関する相談を受けています。相談件数は、毎年増加しており、平成22年度は、77,334件となっています。

【図表9 全国のDV相談件数】



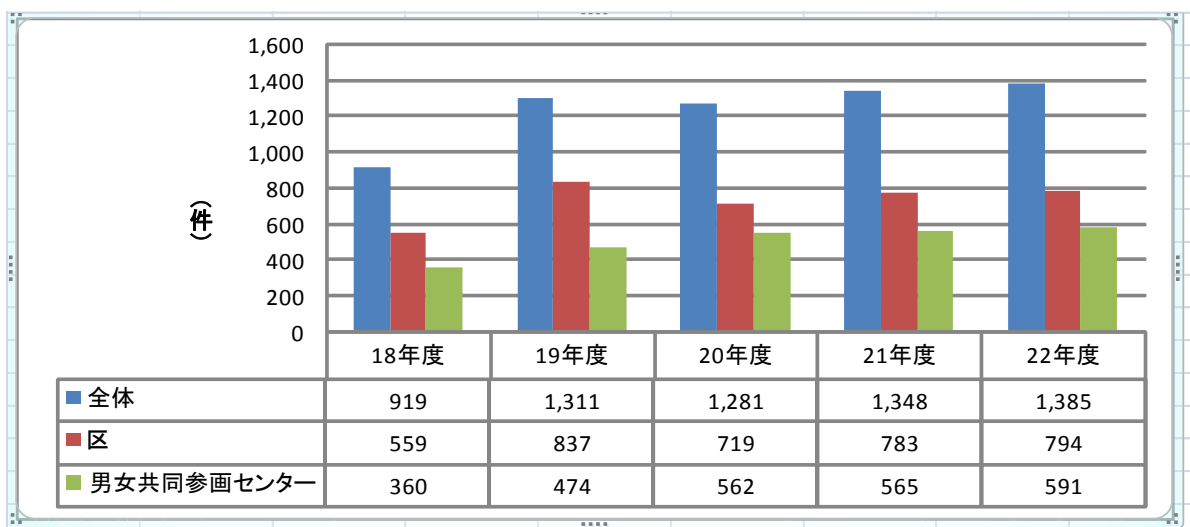
(内閣府 配偶者暴力相談支援センターの相談件数)

(2) 千葉市の相談件数

千葉市の相談受理件数は、毎年増え続け、平成22年度は、1,385件となり、千葉県内で、一番相談件数が多くなっています。

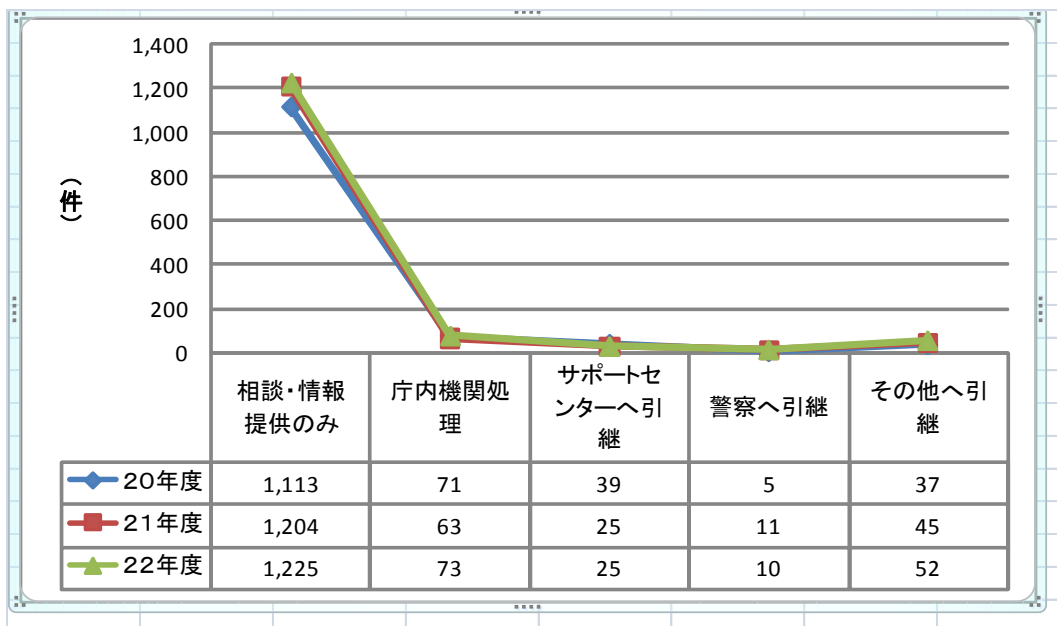
千葉市では、区保健福祉センターで、配偶者からの暴力や母子の相談を受け、男女共同参画センターで、女性の生きかたや健康、DVに関する相談を受けています。

【図表10 千葉市の相談件数】



(千葉市 DV相談受理件数)

【図表 11 千葉市の相談処理状況】



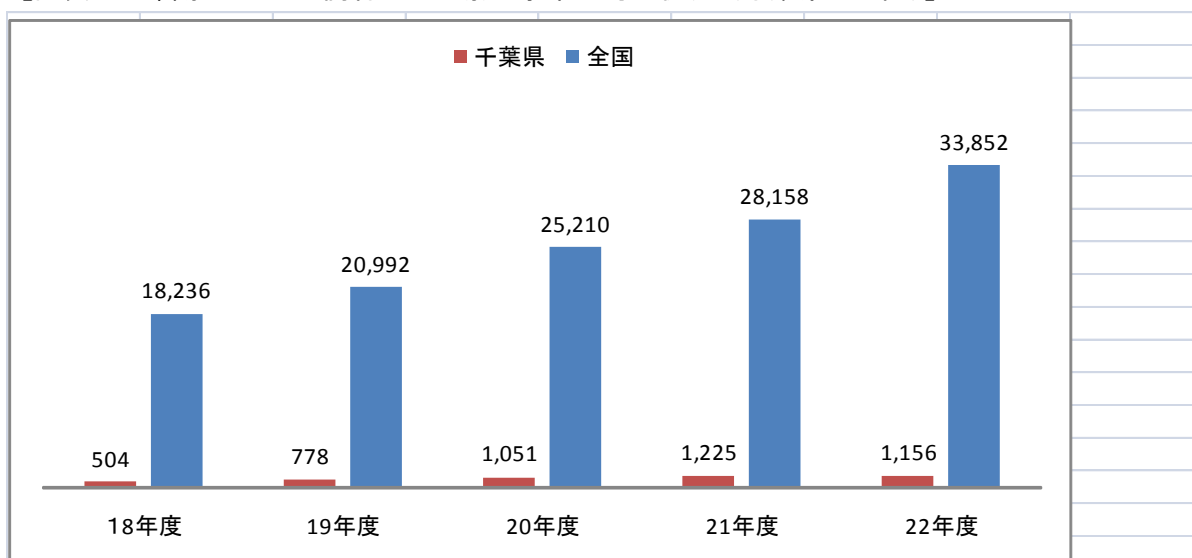
(千葉市 DV相談処理件数)

(3) 警察への相談等 (千葉県・全国)

警察では、配偶者からの暴力事案に対し、相談を受け、暴力の制止や被害者の保護のために、必要な措置・援助をしています。

配偶者暴力事案の対応状況は、全国では、毎年増え続けており、平成22年度は、33,852件でした。千葉県においては、平成22年度は、対18年度比で、2倍以上の増となっています。

【図表 12 警察による配偶者からの暴力事案の対応状況 (千葉県・全国)】



(千葉県警察本部 配偶者暴力事案の対応状況)

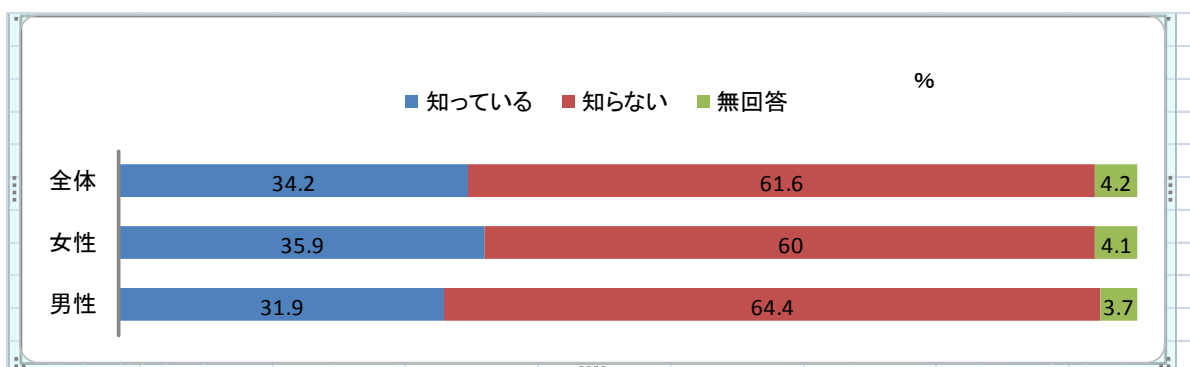
(4) 医療機関への受診（千葉市）

千葉市DV被害者面接調査で、暴力を受けた後に、「医療機関にかかったことがあるか」と尋ねたところ、20人中7人だけが、医療機関を受診していました。「病院にかかるお金がなかった」「配偶者が傍にいて、病院に行けなかった」など、けがをしていても、病院にすぐにはかかることができていない実態が見えました。

(5) 相談窓口の認知度（千葉市）

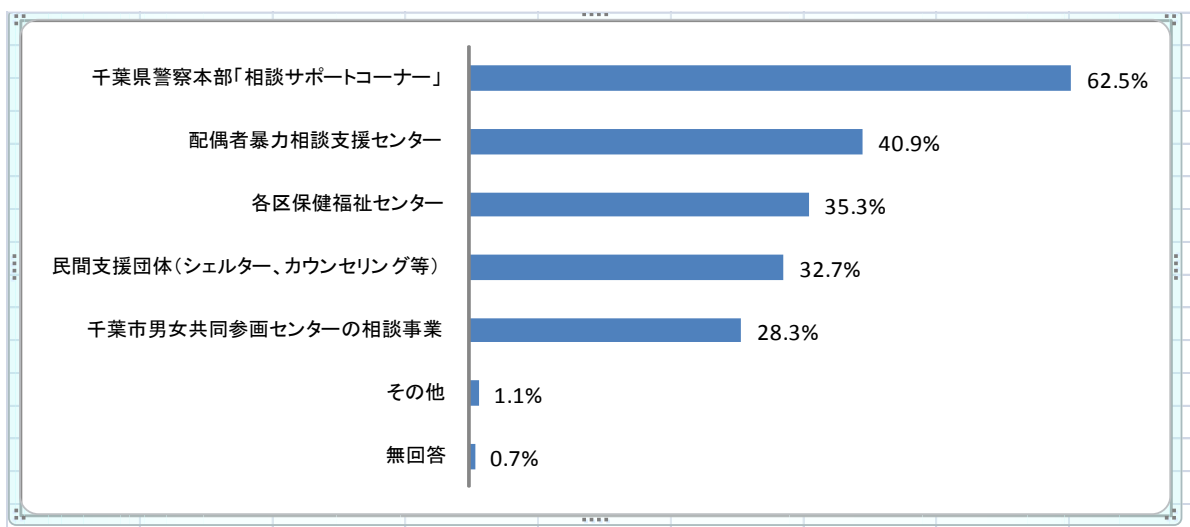
配偶者等からの暴力について相談できる窓口を知っているのは、全体では34.2%となっています。そのうち、具体的に知っている窓口の名称をたずねたところ、全体では「千葉県警察本部【相談サポートコーナー】」62.5%が最も多く、次いで、「配偶者暴力相談支援センター（千葉県女性サポートセンター、ちば県民共生センター）」40.9%、「各区保健福祉センター」35.3%、「民間支援団体」32.7%、「千葉市男女共同参画センター」28.3%の順となっています。

【図表 13 配偶者からの暴力について相談できる窓口の認知度（千葉市）】



(千葉市 配偶者等における暴力に関する調査 平成 23 年度)

【図表 14 DVに関する事業の認知度（千葉市）】（複数回答あり）



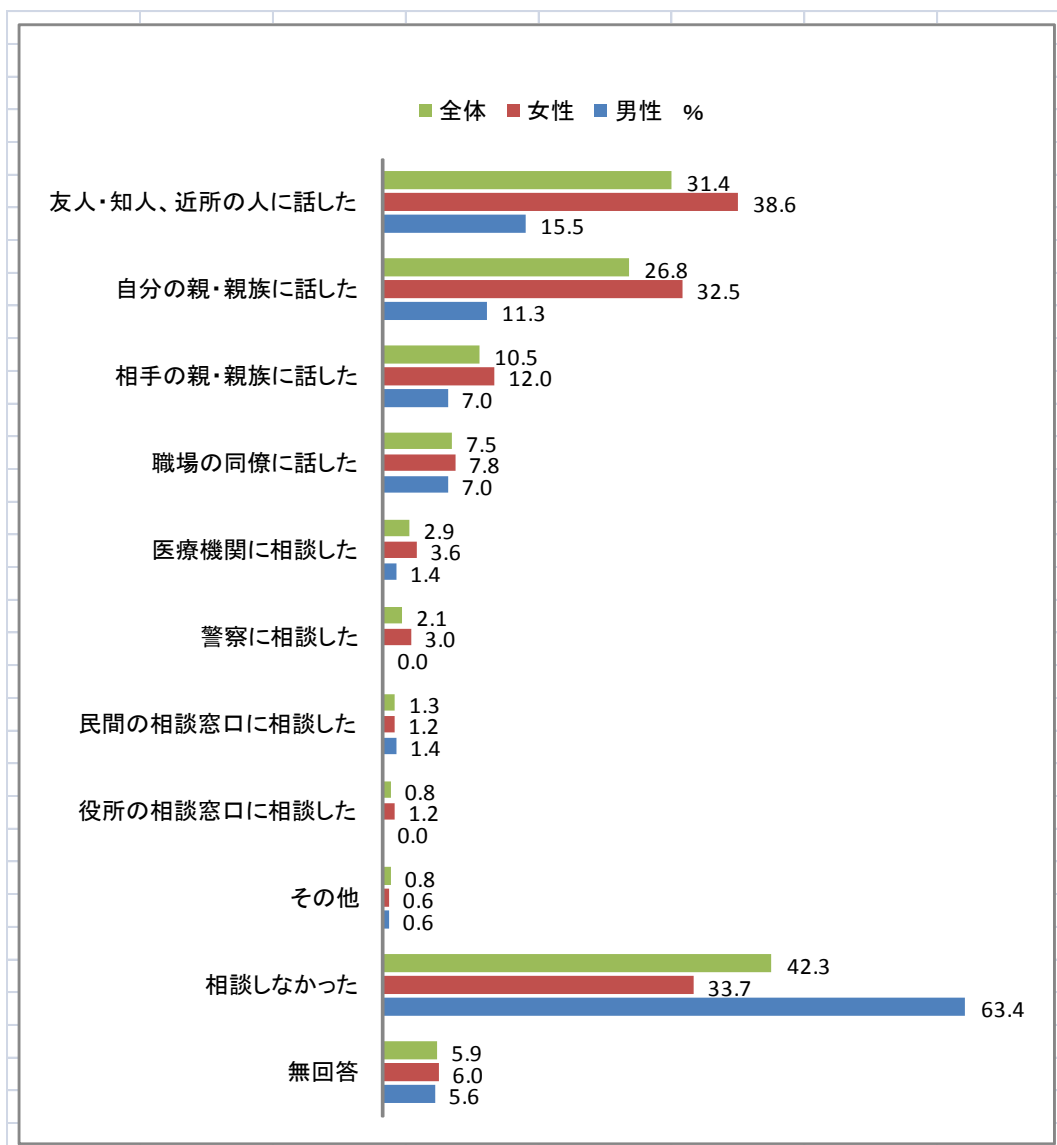
(千葉市 配偶者等における暴力に関する調査 平成 23 年度)

(6) 相談の有無と相談先（千葉市）

千葉市DVアンケート調査によると、配偶者やパートナーから暴力にあたる行為を受けたことがある人のうち、誰かに相談した人の割合をみると、「相談経験あり」は51.8%でしたが、男性においては、6割を超える人が「誰にも相談したり、打ち明けたりしたことはない」と回答しました。

相談経験のある人では、「友人・知人、近所の人に話をした」が31.4%で最も多く、次いで「自分の親・親族に話した」26.8%、「相手の親・親族に話した」10.5%と続いています。

【図表 15 具体的な相談先（千葉市）】（複数回答あり）

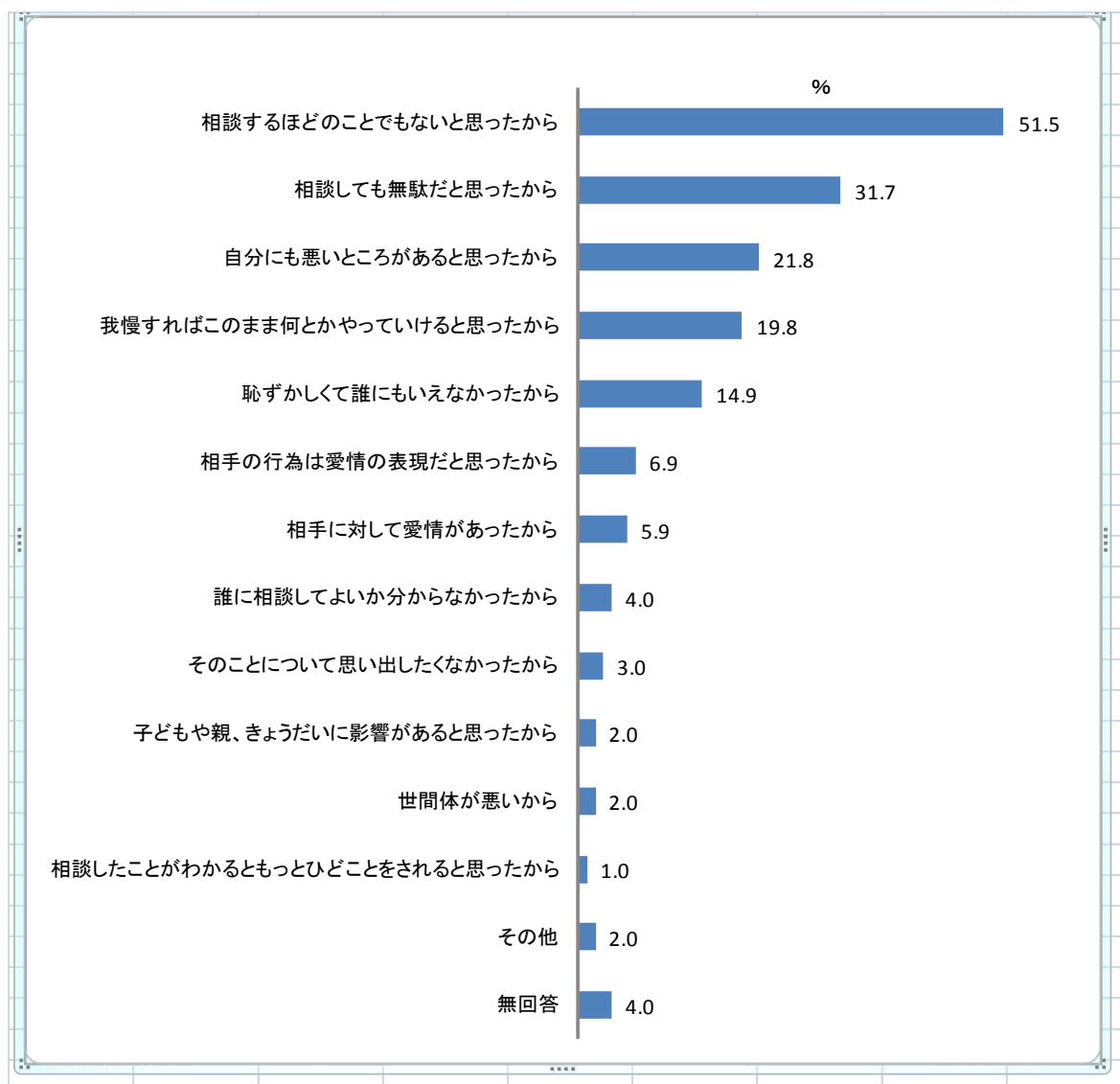


（千葉市 配偶者等における暴力に関する調査 平成 23 年度）

(7) 相談しなかった理由（千葉市）

千葉市DVアンケート調査で、「誰にも相談したり、打ち明けたりしたことはない」と回答した人に、相談しなかった理由をたずねたところ、全体では、「相談するほどのことでもないと思ったから」が51.5%で最も多く、次いで、「相談しても無駄だと思ったから」31.7%、「自分にも悪いところがあると思ったから」21.8%、「我慢すればこのまま何とかやっていけると思ったから」19.8%と続いています。

【図表 16 相談しなかった理由（千葉市）】（複数回答あり）



（千葉市 配偶者等における暴力に関する調査 平成 23 年度）

千葉市DV被害者面接調査において、暴力を受けている時に相談した相手で、最も多かったのは、「友人」、次いで「親」「きょうだい」となっています。なかなか相談にいたらない実態も明らかになりました。理由としては、「自分がDVを受けているという認識を持っていなかった」「相談していいということがわからなかった」「親に心配かけたくなかった」等の声がありました。

【図表 17 DVを受けている時に相談した相手（千葉市）】

親	きょうだい	親族	パートナーの親	友人	近隣	職場の人	その他
9人	6人	1人	1人	10人	0人	0人	6人

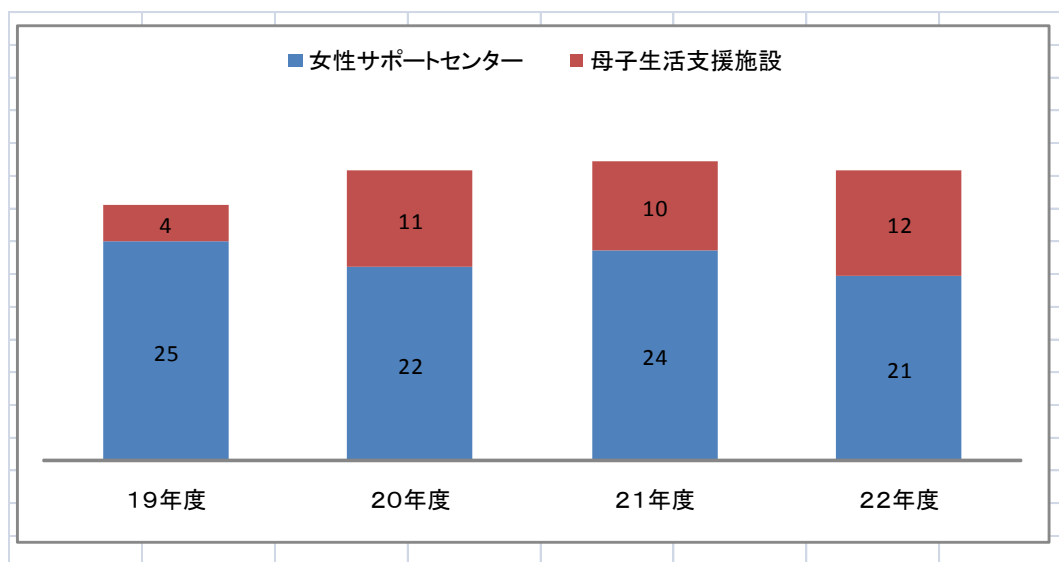
（千葉市 配偶者等からの暴力（DV）に関する実態調査 平成23年度）

3 一時保護の状況

（1）一時保護の件数（千葉市）

千葉県女性サポートセンターに一時保護を依頼した件数及び母子生活支援施設の緊急一時保護制度を利用した件数共に、この3年間は、ほぼ横ばい状態となっています。

【図表 18 一時保護件数の推移（千葉市）】



（千葉市 こども未来局調べ）

4 自立に向けた支援について

(1) 公的機関等への相談、支援・制度の利用（千葉市）

千葉市DV被害者面接調査で、DVから逃れるにあたって、被害者が相談し、支援を求めた機関は多岐にわたります。

【図表 19 DVから逃れるために相談した機関（千葉市）】（複数回答）

機関名	機能や支援内容	人数
母子生活支援施設	母子家庭に対する住居の提供と保護 自立に向けた生活支援	20
市町村窓口（婦人相談）	DVの相談、助言など	17
警察	暴力の制止、被害者の保護、被害発生の防止、 保護命令への対応など	13
民間シェルター 婦人相談所	一時保護した女性の緊急避難先	12
弁護士や司法書士	調停や裁判にかかる書類作成や、代理人としての 弁護活動等	12
裁判所	夫婦関係調整、離婚などの民事調停や裁判、 DV防止法に基づく保護命令の決定など	7
配偶者暴力相談支援センター	総合的な相談窓口としての、DV防止法の説明、 各自治体との連携、一時保護など	5
児童相談所	虐待や養育上の困難など、児童にかかる総合的な 相談窓口	2
公的な法律相談	弁護士による無料の法律相談の提供	1
医療機関	診察、治療、診断、薬の処方、診断書の作成など	1
スクールカウンセラー	学校におけるカウンセリングなど	0
男女共同参画センター	電話、面接相談、グループ型相談など	0

（千葉市 配偶者等からの暴力（DV）に関する実態調査 平成23年度）

(2) 今の生活や自立に向けて困っていること（千葉市・全国）

千葉市DV被害者面接調査においては、母子家庭の場合、「住民票が移せない」「子どもが小さい」「頼れる身内が近くにいない」などの条件から、常勤の仕事に就けないため、将来にわたる経済的不安をほとんどの方があげました。

【図表 20 「困っていた（いる）」「手助けが欲しかった（欲しい）」ことについて】
（複数回答あり）

「困っていた」「手助けが欲しかった」と答えた項目	内容	回答数
経済に関すること	・生活保護がなくなると不安 等	20
子どもに関すること	・知り合いがなく、助けてもらえる人が少ない。 ・子どもの預かり先が見つからない ・こころのケアをして欲しい 等	7
住民票を動かせない不便さ	・就職先が限定される ・年金の手続きが出来ない ・運転免許を失効した 等	4
窓口や相談に関すること	・いろいろな窓口を回るので大変だった ・なかなかDV専門の弁護士がいない ・なかなか担当者が忙しそうで相談できない 等	4
安全確保に関すること	・見つかるのではないかと不安 ・身内を守ってほしかった ・荷物を安全に取りに行きたい 等	3

（千葉市 配偶者等からの暴力（DV）に関する実態調査 平成23年度）

内閣府の「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」では、「当面の生活をするために必要なお金がない」54.9%が最も多く、「自分の体調や気持ちが回復しない」52.9%、「住所を知られないようにするために住民票を移せない」52.6%、「裁判や調停に時間やエネルギー、お金を要する」48.9%、「相手が怖くて家に荷物を取りに行けない」48.1%となっています。

【図表 21 配偶者等と離れて生活を始めるにあたっての困難（全国）】（複数回答あり）

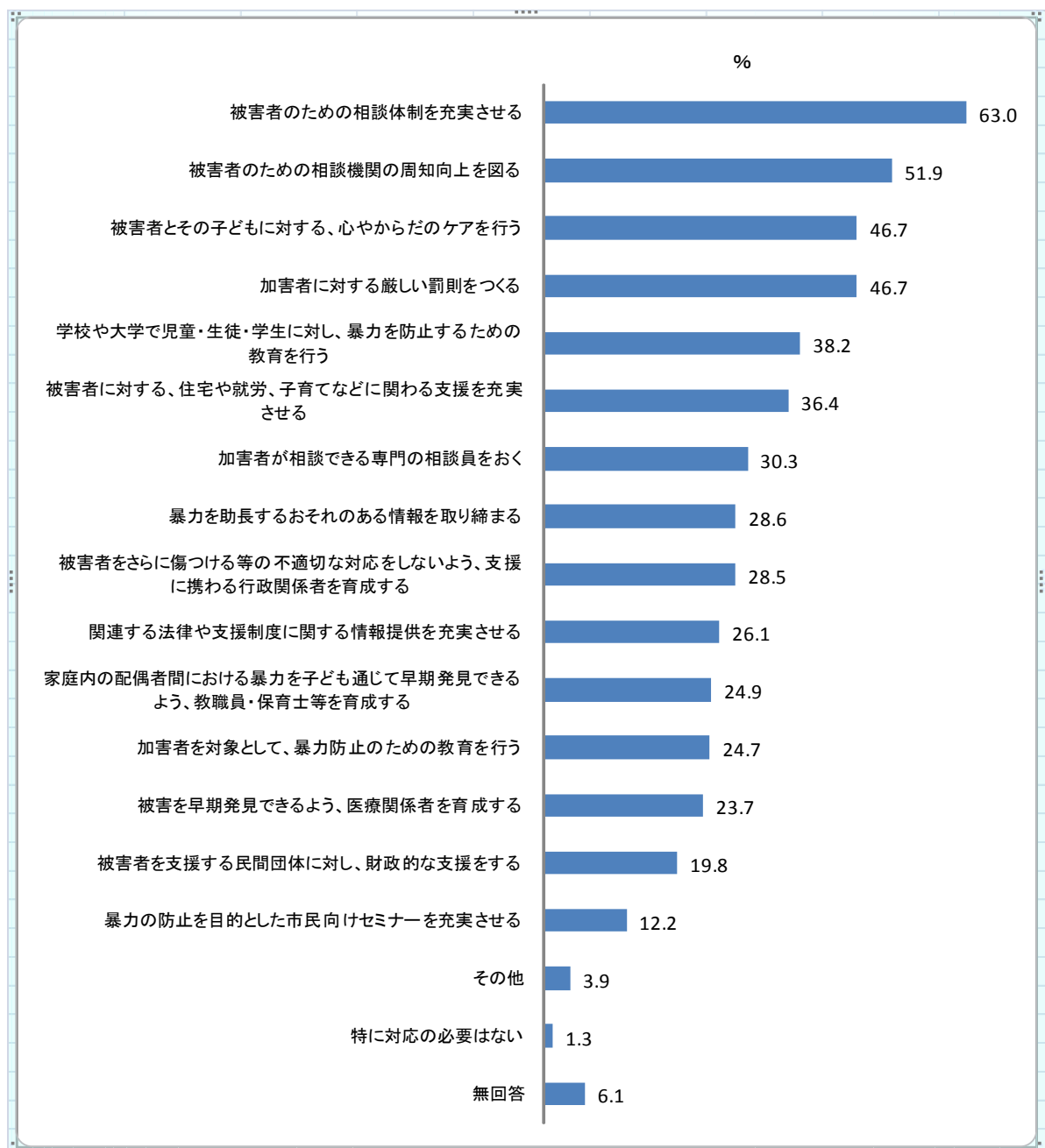
項目	内容	%
住居のこと	公的施設に入所できない	10.4
	民間賃貸住宅に入居できない	18.7
	公的賃貸住宅に入居できない	27.1
	民間賃貸住宅に入居するための保証人がない	27.5
就労のこと	適当な就職先が見つからない	36.7
	就職に必要な技能がない	26.5
	どのように就職活動をすればよいかわからない	9.8
	就職に必要な保証人がない	11.4
経済的なこと	当面の生活をするために必要なお金がない	54.9
	生活保護が受けられない	15.8
	児童扶養手当がもらえない	24.2
手続きのこと	健康保険や年金などの手続きがめんどろ	25.0
	住所を知られないようにするため住民票を移せない	52.6
健康のこと	自分の体調や気持ちが回復していない	52.9
	お金がなくて病院での治療等を受けられない	20.5
子どものこと	子どもの就学や保育所に関すること	34.1
	子どもの問題行動	17.7
	子どもを相手の元から取り戻すことや子どもの親権	21.7
裁判・調停のこと	裁判や調停に時間やエネルギー、お金を要する	48.9
	保護命令の申し立て手続きが面倒	14.0
	相手が離婚に応じてくれない	33.8
相手のこと	相手からの追跡や嫌がらせがある	33.7
	相手が子どもとの面会を要求する	22.3
	相手が怖くて家に荷物を取りに行けない	48.1
支援者のこと	母国語が通じない	2.7
	公的機関等の支援者から心ない言葉をかけられた	23.8
その他	どうしたら自立して生活できるのか情報がない	27.2
	相談できる人が周りにいない	24.2
	新しい環境になじめない	20.5
	その他	15.4

（内閣府 配偶者等からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査 平成18年度）

(3) 被害者が安心して生活するために必要なこと（千葉市）

千葉市DVアンケート調査によると、配偶者やパートナー間の暴力の防止と対策に必要なことを尋ねたところ、「被害者のための相談体制を充実させる」63.0%で最も多く、次いで「被害者のための相談機関の周知向上を図る」51.9%でした。

【図表 22 配偶者等における暴力の防止と対策】（複数回答あり）



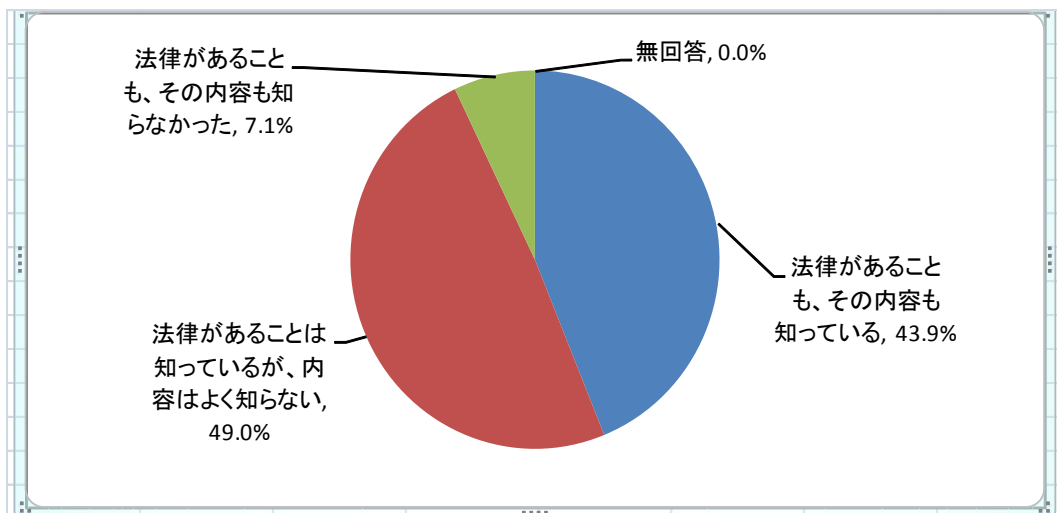
（千葉市 配偶者等における暴力に関する調査 平成 23 年度）

5 配偶者からの暴力をなくすために

(1) DV防止法の認知度（千葉県、千葉市）

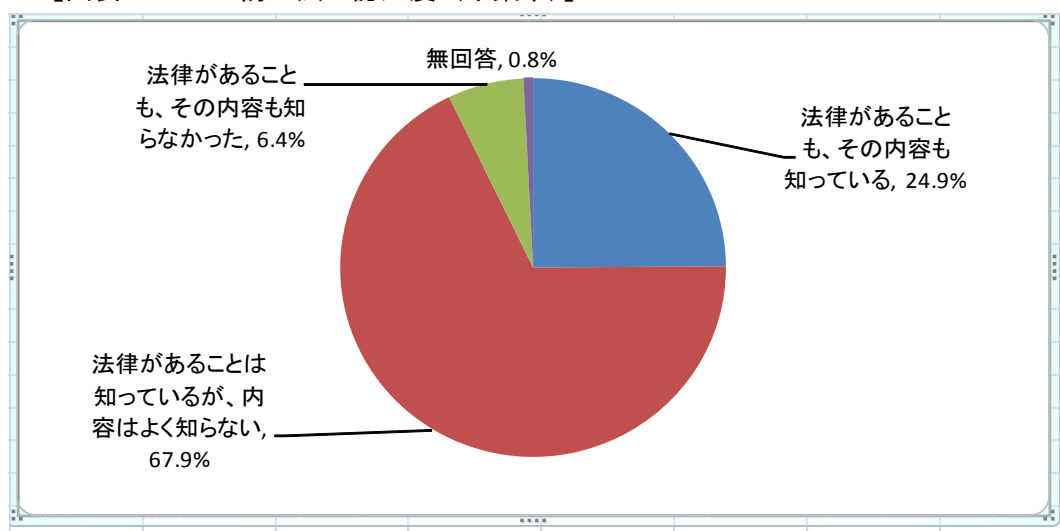
千葉県のDVに関する県民意識調査では、DV防止法について「法律があることも、その内容も知っている」と答えた人は、43.9%でしたが、千葉市DV防止アンケート調査で、DV防止法について「法律があることも、その内容も知っている」と答えた人は、24.9%でした。

【図表 23 DV防止法の認知度（千葉県）】



(千葉県 DVに対する県民意識について 平成 23 年度)

【図表 24 DV防止法の認知度（千葉市）】

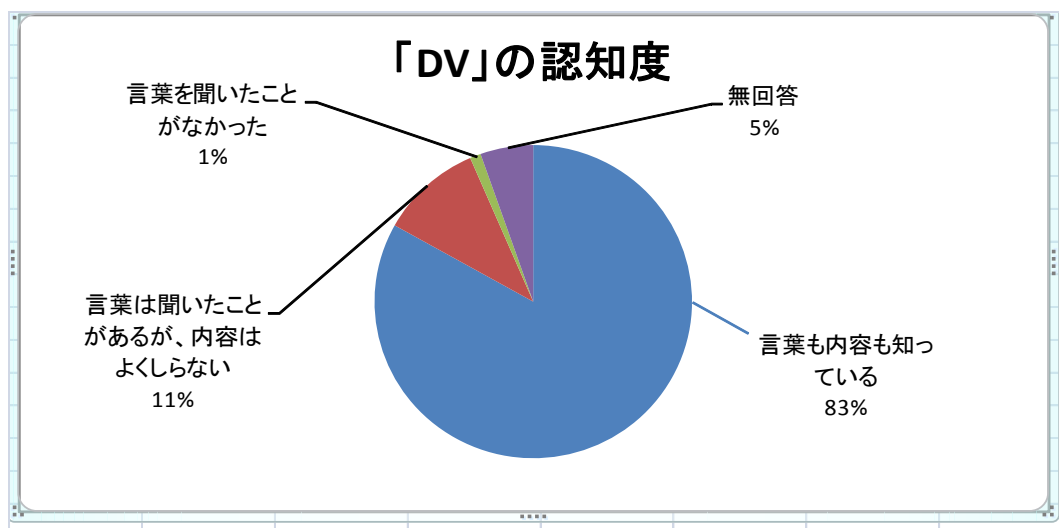


(千葉市 配偶者等における暴力に関する調査 平成 23 年度)

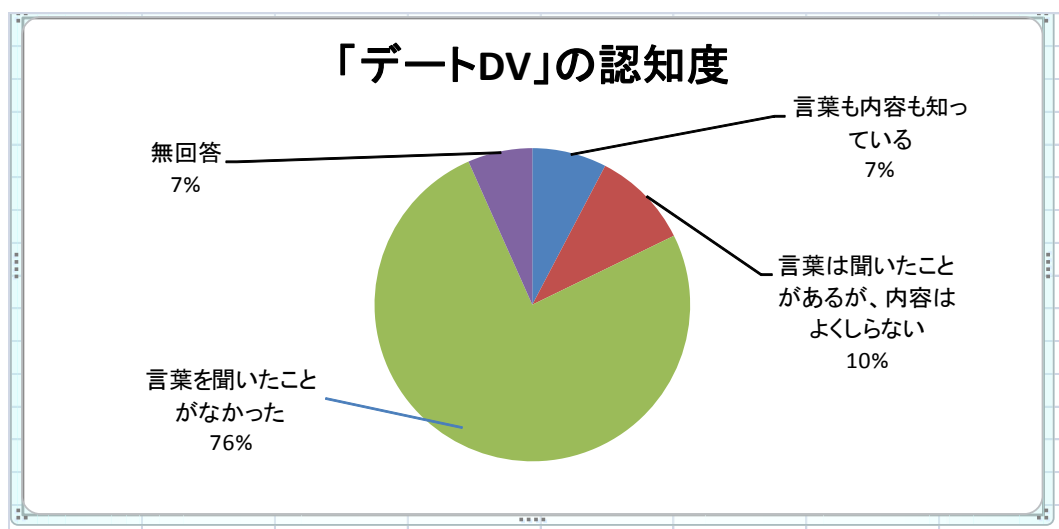
(2) デートDVに対する高校生の認識（千葉市）

平成23年度に千葉市内の高等学校の生徒を対象に行った「デートDVについての意識・実態調査」によると、「DVという言葉も、その内容も知っている」は83%でしたが「デートDVという言葉も、その内容も知っている」は、7%でした。

【図表 25 「DV」の認知度（千葉市）】



【図表 26 デートDVの認知度（千葉市）】



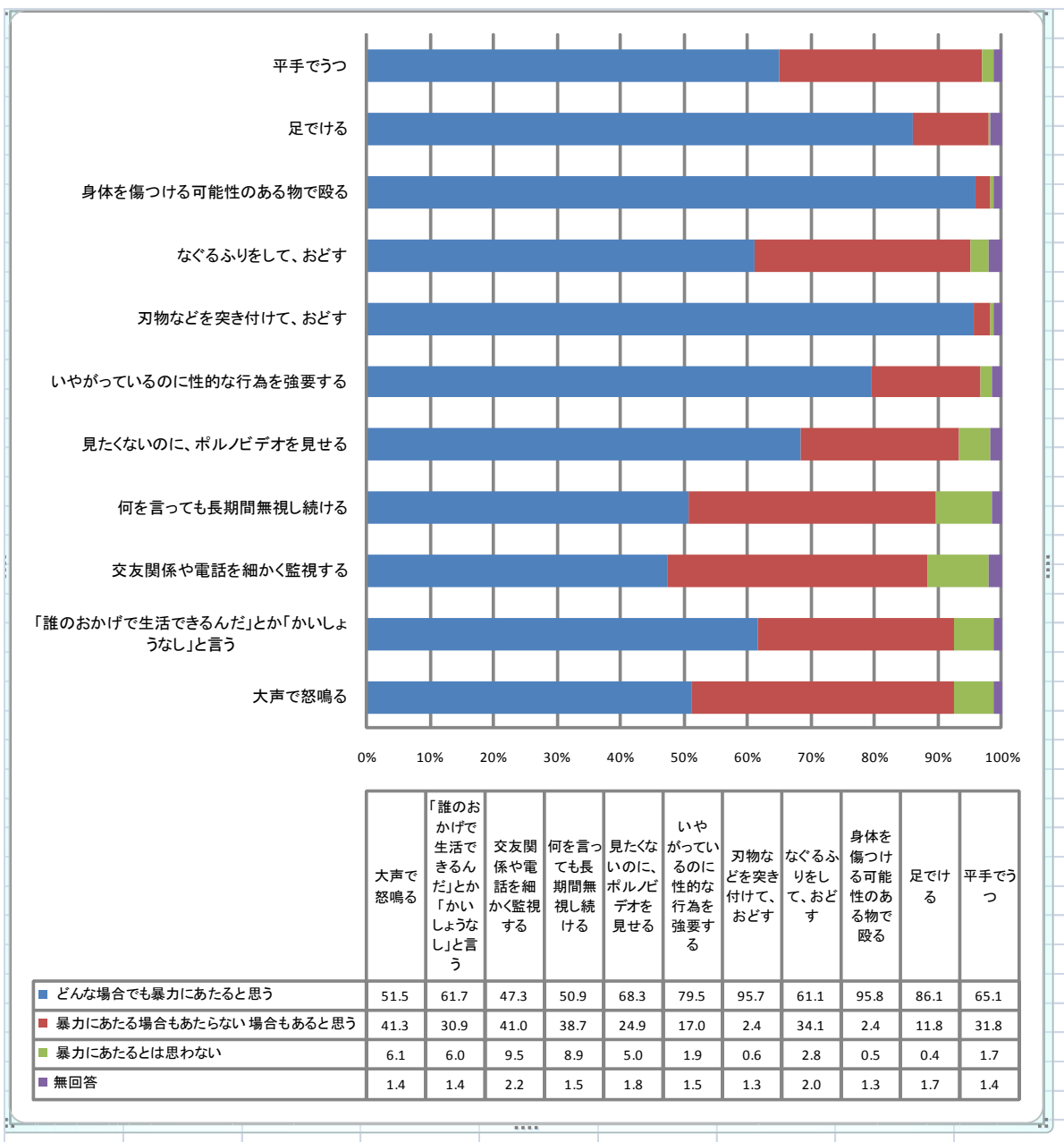
（千葉市 デートDVについての意識・実態調査 平成23年度）

(3) 暴力に対する市民の認識 (千葉市)

千葉市DVアンケート調査で、配偶者やパートナーとの間で暴力をふるうことについての意識について尋ねました。「どんな場合でも暴力にあたると思う」は、「身体を傷つける可能性のある物で殴る」が95.8%と最も多く、ついで「刃物などを突き付けて、おどす」が95.7%でした。

一方、「交友関係や電話を細かく監視する」が、47.3%と最も低く、ついで「何を言っても長期間無視し続ける」が50.9%でした。

【図表 27 配偶者等との間で暴力をふるうことへの意識】



(千葉市 配偶者等における暴力に関する調査 平成 23 年度)

○この計画では、DVに関する意識及び実態をわかりやすく示すため、千葉市や千葉県、国が実施した実態調査の結果を紹介しています。それぞれの調査の概要は以下のとおりです。

千葉市「デートDVについての意識・実態調査」	
調査期間	平成23年7月～10月
調査対象	千葉市内高校生1,907人
調査方法	高等学校にアンケート配布及び回収
千葉市「配偶者等からの暴力(DV)に関する実態調査」	
調査期間	平成23年8月
調査対象	配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立に向けて生活している者 実態調査に協力を頂けた20名
調査方法	面接による聞き取り
千葉市「配偶者等における暴力に関する調査」	
調査期間	平成23年8月26日～9月10日
調査対象	千葉市内在住の20歳以上の男女 3,000人(無作為抽出)
調査方法	郵送配布—郵送回収法
千葉県「DVに対する県民意識について」	
http://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/internet/kekka/h23-dv.html	
調査期間	平成23年5月～6月
調査対象	アンケート調査協力員 1,396人
調査方法	インターネットアンケート専用フォームへの入力による回答
内閣府「男女間における暴力に関する調査」	
http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/chousagaiyou2103.pdf	
調査期間	平成20年10月～11月
調査対象	全国20歳以上の男女 5,000人
調査方法	郵送留置訪問回収法
内閣府「配偶者等からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」	
http://www.gender.go.jp/dv/ziritusien-1901kekka.pdf	
調査期間	平成18年10月25日～11月27日
調査対象	配偶者等から暴力を受けた者で、現在自立して生活している者、現在自立に向けて生活している者
調査方法	郵送調査

第3章 計画の構成

1 計画の構成

DVは、配偶者等という親密な間柄で、外部の目に触れにくいプライベートな場所で起こるため、周囲も気がつかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。DV被害者は自分がDVを受けているという認識が薄く、周囲も「個人の問題」として、積極的な介入に至らないために、なかなか相談につながりにくいという側面があります。また、逃げてきた被害者は知らない土地で、親戚や友人とも連絡すら取ることが出来ない状態で、将来の不安を抱えながら、住居や就職先などから生活基盤を築いていかねばならないという厳しい現状にあります。DV被害者が安全に暮らしていくためには、警察や法律相談など様々な関係機関との細やかな連携が必要となります。

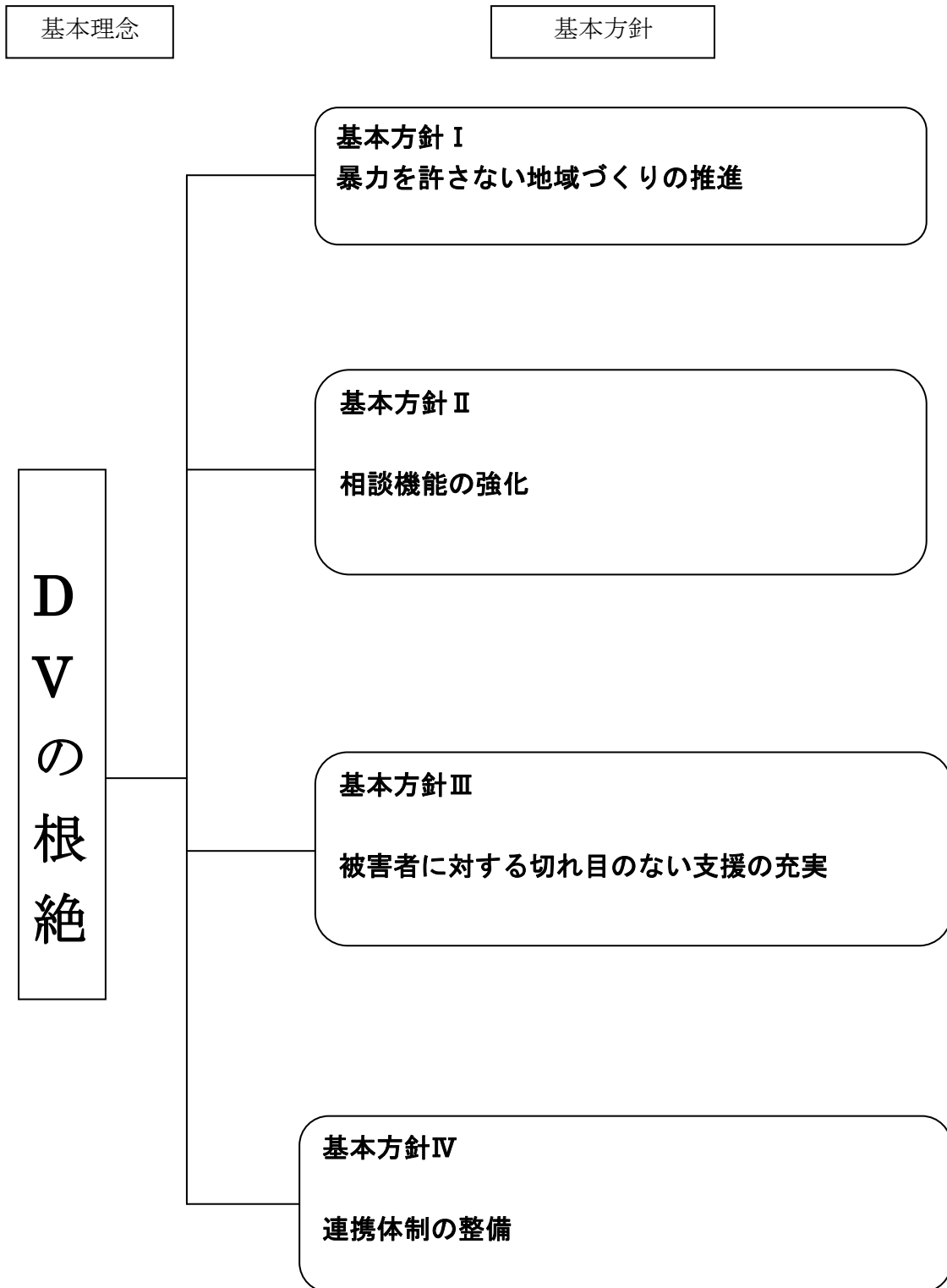
これらのことを踏まえて、「DVの根絶」を基本理念として、4つの基本方針、9つの施策の方向を設定しました。

2 基本理念



DVは、配偶者等からの一方的な暴力によって、他方を支配する行為です。本来であれば、パートナーとして、大切にされるはずの相手からうける暴力行為は、被害者の心身を深く傷つけ、自己肯定感を根底から奪い、時に生涯に影響を残すほどのトラウマを与え、究極には相手の生命すらも奪う行為に発展します。また、暴力のある環境で育つ子どもは、生きるエネルギーを奪われていきます。このような深刻な事態を引き起こさないために、本計画では、「DVの根絶」を基本理念とします。

3 計画の体系



施策の方向

取組内容

I-1	DV防止のための人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの頃からの人権教育の充実 ○若者に向けた啓発の実施 ○DVに対する正しい理解の普及の充実 ○児童虐待とDVに関する啓発の推進
I-2	DV防止への調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者及び加害者対策のあり方についての研究
II-1	相談窓口の周知の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や関係機関に対する広報の強化 ○外国人に対する相談窓口の周知
II-2	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談者への情報の提供と助言 ○相談員の専門性の向上とケアの充実 ○外国人女性などへの支援の充実 ○被害者ニーズに沿った相談対応 ○男性相談の実施
II-3	安全かつ円滑な相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○行政機関などで行う諸手続きの支援 ○証明書の発行 ○二次被害の防止
III-1	一時保護から自立が図られるまで、きめ細やかな支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護に係る県や関係機関との連携 ○民間シェルターへの支援 ○同行支援の充実 ○経済的な支援 ○就労の支援 ○住居の確保に向けた支援 ○転所（園）、転校、就学支援 ○子どもにかかるサービスの情報提供
III-2	DV被害者やその子ども達への事後フォローの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○心身回復支援の充実 ○DVのある環境で育った子どもへのケアの充実 ○子育て支援の充実
IV-1	関係機関との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営 ○関係部署との連携強化 ○医療機関との連携 ○千葉県や警察との連携 ○法律相談機関との連携 ○民間団体との連携
IV-2	DV被害者支援体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センター（仮称）の設置

第4章 計画の内容

基本方針Ⅰ 暴力を許さない地域づくりの推進

「個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を社会全体に広めます

【現状】

千葉市DVアンケート調査の「DV防止法の認知度」は、「内容まで知っている」は24.9%、「名称は知っている」は、67.9%で、まだまだ十分に認知されているとはいえない現状にあります。高校生に行ったデートDVアンケート調査結果では、「DVの内容も言葉も知っている」が83%だったのに対し、「デートDVの内容も言葉も知っている」は7%という結果でした。

また、千葉市DVアンケート調査において、「配偶者等との間で暴力をふるうことへの意識」は、「身体を傷つける可能性のある物で殴る」「刃物などを突きつけて、おどす」といった身体的暴力に関しては、95%以上の方が「どんな場合でも暴力にあたる」と考えていますが、「何を言っても長期間無視し続ける」「交友関係や電話を細かく監視する」といった心理的暴力は、「どんな場合でも暴力にあたる」と考えている人は約50%以下に留まっており、まだまだDVが重大な人権侵害であるという認識は浸透していない現状です。

【課題】

- DVの問題は、「個人的な問題」という認識で片付けられてしまう傾向があるので、社会全体に周知を図り、「個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を社会全体で共有することが必要です。
- 保育所（園）、幼稚園などの乳幼児期から小学校以降の学校教育の各段階において、男女平等観に基づいた一人ひとりを大事にし、暴力を許さない教育を行うことが必要です。
- 若者に対して、デートDVを未然に防止するために、啓発を図る必要があります。
- DV対策には、DVを生み出す背景や原因、並びにDVに関する実態調査を分析し、DVの解決や被害者支援、加害者対策に係る施策の研究が必要です。

施策の方向性

- DV防止のための人権教育・啓発の推進
- DV防止への調査研究

施策の方向 I-1 DV防止のための人権教育・啓発の推進

子どもの頃から人権教育を行い、DVに対する正しい理解の普及を図ります

施策名	子どもの頃からの人権教育の充実
取組内容	■保育所（園）、幼稚園、学校などにおいて、生命・人権・人格を重んじた「人間尊重の教育」を推進します
所管課	保育運営課、教育委員会指導課

施策名	若者に向けた啓発の実施（指標 1）	
取組内容	■関係機関と連携して、若者を対象にした「デートDV」の予防啓発を推進します	
所管課	男女共同参画課、健全育成課	
目標	予防啓発のための研修会の開催数	
目標数値	現状（平成 23 年度）	平成 27 年度
	中学校 1 校 高校 2 校 大学 3 校	中学校 2 校 高校 2 校 大学 3 校

施策名	DVに対する正しい理解の普及の充実
取組内容	■暴力を許さない地域社会づくりに向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」等に併せて、広報、啓発活動を行います ■オレンジリボンキャンペーン* 4とタイアップして、パープルリボンキャンペーン* 5にも取り組みます
所管課	男女共同参画課、健全育成課

* 4 【オレンジリボンキャンペーン】虐待防止の為のキャンペーン

* 5 【パープルリボンキャンペーン】女性への暴力の根絶を訴えるキャンペーン

施策名	児童虐待とDVに関する啓発の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 11月のオレンジリボンキャンペーンとタイアップして、「子どもの目の前でDVを行うことは、子どもへの心理的虐待である」という啓発を積極的に図ります ■ オレンジリボンキャンペーンとタイアップして、パープルリボンキャンペーンにも取り組みます
所管課	健全育成課、児童相談所、区こども家庭課

施策の方向 I-2 DV防止への調査研究
 DVを生み出す背景や原因、並びにDVに関する実態調査を分析し、DVの解決や被害者支援、加害者対策の研究を行います

施策名	被害者及び加害者対策のあり方についての研究
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加害者対策のための国の調査研究、他自治体での取り組み、民間団体の取り組みについて情報収集に努めます ■ 相談事例を分析する等、被害の実態や自立支援に関する状況把握に努めます ■ DVに関連した高齢者虐待、障害者虐待について、情報収集に努めます
所管課	健全育成課

基本方針Ⅱ 相談機能の強化

市民が必要に応じて安全に適切な相談が受けられるように、相談機能を強化します

【現状】

千葉市の相談受理件数は、毎年増え続け、平成22年度は、1,385件となり、県内で一番相談件数が多い現状です。相談先の内訳は、区の窓口での相談が、794件、男女共同参画センターでの相談が591件となっています。また、処理状況の内訳では、1,225件が相談、情報提供のみとなっています。

外国人からのDVの相談も増えており、通訳と連携しながら、相談や情報提供に努めています。

千葉市DVアンケート調査によると、配偶者等における暴力の防止と対策に必要なこととしてのトップは「被害者のための相談体制を充実させる（63.0%）」です。その一方で、配偶者からの暴力の相談場所を知っている人の割合は34.2%に留まっています。

【課題】

- DVの被害にあっている当事者は、自分自身がDVにあっているという自覚に乏しく、また相談窓口がどこにあるか分からず、相談につながりにくい面があるため、周囲からの一歩進んだ声かけが必要です。そのためには、保育所（園）、幼稚園、小・中学校、民生・児童委員等にDV被害者の現状を理解してもらい、DV被害者を発見したら通報したり、相談窓口を紹介してもらえるように周知が必要です。
- DV被害者が様々な相談窓口を訪れることによって疲弊を招いたり、相談漏れや情報の漏えいがないように、窓口を一元化していく必要があります。
- DV被害者の二次被害を防ぐために、様々な部署に対し、DVに関する正しい知識と安全を図る方法について、周知する必要があります。

施策の方向性

- 相談窓口の周知の強化
- 相談体制の充実
- 安全かつ円滑な相談体制の推進

施策の方向Ⅱ－１ 相談窓口の周知の強化

相談窓口の周知を図り、DV被害者が適切な助言を受け、支援につながるようにします

施策名	市民や関係機関に対する広報の強化（指標２）	
取組内容	<p>■啓発ポスターやDVカード、ホームページなどを活用し、相談窓口に関する必要な情報を周知します</p> <p>■保育所（園）、幼稚園、学校の職員や民生・児童委員、主任児童委員などに研修会を実施し、DVの理解を深め、被害者を早期に発見してもらうとともに、相談窓口の周知を図ります</p>	
所管課	健全育成課、保育運営課、教育委員会指導課、地域福祉課	
目標	DV相談窓口等周知のための研修会の開催数	
目標数値	現状（平成２３年度）	平成２４～２７年度
	—	保育所（園）、学校関係者、民生・児童委員及び主任児童委員等に対して、年１回以上開催

施策名	外国人に対する相談窓口の周知（指標３）	
取組内容	<p>■配偶者等からの暴力に関する外国語パンフレットやちらし、ホームページなどを活用し、情報提供を行います</p>	
所管課	男女共同参画課、国際交流課、健全育成課	
目標	外国語パンフレット作成数	
目標数値	現状（平成２３年度）	平成２４～２７年度
	—	ちらし ５００枚

施策の方向Ⅱ－２ 相談体制の充実

ＤＶ被害者からの相談に適切に対応できるよう、相談体制を充実します

施策名	相談者への情報の提供と助言
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画センターや区保健福祉センターでの相談や関連窓口において、適切な情報提供を行います ■相談者の立場に立ち、相談者の意向も十分理解した上で、必要な助言を行います
所管課	男女共同参画課、健全育成課、区こども家庭課、区健康課

施策名	相談員の専門性の向上とケアの充実（指標４）	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■専門性の高い相談に対応出来るよう、研修を実施し、二次被害防止の観点からも、相談の質の向上とスキルアップを図ります ■相談員が困った時に相談できるよう、スーパービジョン*6の充実を図ります 	
所管課	健全育成課、男女共同参画課、区こども家庭課	
目標	スーパービジョンの内容と回数	
目標数値	現状（平成23年度）	平成27年度
	7回 （フェミニストカウンセラー*7のみ）	10回 （フェミニストカウンセラー、精神科医、弁護士等）

施策名	外国人女性などへの支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人女性が、DVの相談や生活習慣や文化の違いについて、通訳を介して相談が出来るように関係機関と連携を図ります
所管課	国際交流課、健全育成課、男女共同参画課、区こども家庭課

*6【スーパービジョン】

支援者がより高い知識や技術を身につけるため、専門家より、助言を受けること

*7【フェミニストカウンセラー】女性の視点に立ってカウンセリングを行う専門家

施策名	被害者ニーズに沿った相談対応
取組内容	■高齢者や障害者など様々な困難を抱えるDV被害者のニーズにあった相談を行います
所管課	高齢福祉課、障害者自立支援課、区高齢者障害支援課、区こども家庭課

施策名	男性相談の実施
取組内容	■電話により、夫婦間のトラブルやDV加害者等、男性の様々な悩みや不安について男性の専門相談員による相談を行います
所管課	男女共同参画課

施策の方向Ⅱ-3 安全かつ円滑な相談体制の推進

DV被害者が安全かつスムーズに相談が受けられるように、窓口の整備を図ります

施策名	行政機関等で行う諸手続きの支援（指標5）	
取組内容	<p>■DV被害者が様々な相談窓口を訪れることによって疲弊を招いたり、相談漏れがないように、相談共通シートを作成し、区窓口で活用出来るように整備します</p> <p>■住民基本台帳（外国人を含む）、健康保険、年金、生活保護及び児童扶養手当などの現行諸制度の手続きが、安全にかつ円滑に進むようにDV関係機関対応マニュアルの改訂を行います</p> <p>■相談窓口において、安全確保に留意します</p> <p>■秘密の保持の徹底に努めます</p>	
所管課	健全育成課、区市民課、区地域振興課、区保険年金課、区高齢障害支援課、区こども家庭課、区社会援護課、区健康課	
目標	相談共通シートの区での実施状況	
目標数値	現状（平成23年度）	平成27年度
	—	6区で実施

施策名	証明書の発行（住民基本台帳における支援措置）* 8
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■区役所や区保健福祉センター及び男女共同参画センターでは、証明書発行の申請受付と交付を行います ■こども未来局において、証明書を発行します
所管課	男女共同参画課、健全育成課、区こども家庭課

施策名	二次被害の防止（指標6）	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■DV被害者の二次被害を防ぐための窓口で被害者と接する職員を対象とした研修会の充実を図ります 	
所管課	健全育成課	
目標	研修会の実施回数	
目標数値	現状（平成22年度）	平成27年度
	2回	3回

*** 8 【住民基本台帳における支援措置】**

DV被害者等からの申出を受け、住民基本台帳の閲覧等の制限を行う措置を実施。そのための証明書を発行する。

基本方針Ⅲ 被害者に対する切れ目のない支援

被害者に対し、一時保護から自立するまで、切れ目のない支援を行います

【現状】

DVから逃れてきた被害者は新しい土地で孤立し、将来への不安を大きく抱えています。DV被害の影響は身体の傷だけにとどまらず、長年暴力の中で心理的コントロールされてきたために、将来への不安から、加害者の元に戻ることもあります。

また、自分たちは被害者なのに、住み慣れた土地を離れ、親やきょうだい、友人とも自由に連絡をとることさえ出来なくなった上、新しい土地で住居や就職先など生活基盤を一から作り上げていかなくてはならないという厳しい現状に置かれています。

加害者から離れた後も、被害者とその子どもは心身へのダメージの大きさから、心身の不調が現れたり、不適應状態になったりします。

【課題】

- DV被害者の立場にたった、切れ目のない支援が必要です。特に、逃げてきてからの2、3か月間は、DV被害者の不安の大きい時期で、細やかな相談や同行支援などの援助を行いながら、不安の軽減に努める必要があります。
- DV被害者やその子ども達の心身の不調や不適應状態に対して、適切なフォローを行っていくことが必要です。

施策の方向

- 一時保護から自立が図られるまで、きめ細やかな支援の充実
- DV被害者やその子ども達への事後フォローの充実

施策の方向Ⅲ－１ 一時保護から自立が図られるまで、きめ細やかな支援の充実
一時保護中から、被害者の意思を尊重し、必要な支援を行い、自立出来るように支援します

施策名	一時保護に係る県や関係機関との連携
取組内容	■千葉県女性サポートセンター、母子生活支援施設等と連携し、一時保護に取り組みます
所管課	健全育成課、区こども家庭課

施策名	民間シェルターへの支援（指標 7）	
取組内容	■自立支援のため民間シェルター等への支援をおこないます	
所管課	健全育成課	
目標	支援団体数	
目標値	現状（平成 22 年度）	平成 27 年度
	—	1 団体

施策名	同行支援 * 9 の充実
取組内容	■新しい生活準備が安全に安心して出来るように同行支援を実施し、整備を図ります
所管課	健全育成課、区こども家庭課

施策名	経済的な支援
取組内容	■各種制度（手当等）等を活用し、経済面の支援を充実します
所管課	健全育成課、区こども家庭課

施策名	就労の支援
取組内容	■被害者の状況に応じた就職や転職のための相談を行います ■ひとり親家庭を対象とした職業訓練の機会を提供します
所管課	健全育成課、区こども家庭課

* 9 【同行支援】 DV被害者の自立に必要な活動への同行等の支援

施策名	住居の確保に向けた支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■DV被害者に対し市営住宅の優遇措置入居の制度を実施します ■DV被害者が民間賃貸住宅等についてもスムーズに入居できるように整備を図ります
所管課	住宅整備課、健全育成課

施策名	転所（園）・転校・就学支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■円滑な転所（園）・転校・就学手続きができるように配慮します ■保育所（園）や学校での情報管理を徹底します
所管課	教育委員会学事課、保育運営課

施策名	子どもにかかるサービスの情報提供
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■住民票がなくても居住していることが明らかな場合には、適切に情報提供を行い、居住地で予防接種や健診等が受けられるようにします
所管課	健康支援課、健全育成課、感染症対策課、区健康課

施策の方向Ⅲ－２ DV被害者やその子ども達への事後のフォローの充実
DV被害者やその子ども達の心身の不調や不適応状態に対して、必要な支援を行います

施策名	心身の回復支援の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画センターの精神科医による相談やこころの健康センターによる相談などを活用し、DV被害者の心身の回復に役立てます 状況に応じて、医療機関や自助グループ等の情報を提供します ■男女共同参画センターにおいて、自助グループ等（グループ相談）によるサポートを実施します
所管課	男女共同参画課、こころの健康センター

施策名	DVのある環境で育った子どもへのケアの充実（指標8）	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■児童相談所と連携し、子どもの心理的ケアを検討します ■DV被害者とその子ども達の心理教育プログラムの実施について検討します 	
所管課	健全育成課、児童相談所	
目標	心理教育プログラムの実施	
目標値	現状（平成22年度）	平成27年度
	—	連続講座1回

施策名	子育て支援の充実	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の母子家庭等に、母子の自立に向けた支援、子どもを対象とした支援を行います 	
所管課	健全育成課、区こども家庭課	

基本方針Ⅳ 連携体制の整備

DV被害者の早期発見及び適切な保護、適切な支援を図るために、関係機関との連携体制を整備します

【現状】

DV被害者の支援の一環として、被害者と接する職員が個々に関係機関と連絡をとることは多くありますが、DV被害者支援体制を構築するために、千葉市として各団体と組織的な連携を図ることは、まだ不十分です。

また、DV被害者支援を行っている関係部署同士の連携が十分には図られておらず、DV被害者支援が効率よく行われていない現状があります。

【課題】

- DV被害者のきめ細やかな支援を行うためには、警察、医療機関、弁護士、民間団体等との連携が必要です。
- DV被害者の支援に関わる関係部署同士の連携を図り、DV被害者支援のノウハウを構築していくことが大切です。

施策の方向

- 関係機関との連携強化
- DV被害者支援体制強化

施策の方向Ⅳ－１ 関係機関との連携強化

DV被害者の安全確保及び適切な支援を行うために、関係機関との連携を強化します

施策名	要保護児童対策及びDV防止地域協議会の運営
取組内容	■要保護児童及びDV被害者等について、市、関係機関、関係団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携体制のもと、要保護児童やDV被害者等の早期発見や適切な保護を図ります
所管課	健全育成課、区こども家庭課

施策名	関係部署との連携強化（指標9）	
取組内容	■DV被害者支援の充実を図るために、既存の会議を活用し、関係部署との連携強化を図ります	
所管課	健全育成課	
目標	DV事例検討会の開催数	
	現状（平成22年度）	平成27年度
	1回	2回

施策名	医療機関との連携（指標10）	
取組内容	■医療機関に対して、DV被害者への情報提供の方法や、区保健福祉センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知し連携を図ります	
所管課	健全育成課、病院局	
目標	医療機関のDV対応マニュアルの作成（健全育成課） 同マニュアルの両市立病院内での周知・徹底（病院局）	
	現状（平成23年度）	平成24～27年度
	—	マニュアル作成及び配布

施策名	千葉県や警察との連携
取組内容	■被害者の相談や安全確保について、千葉県や警察と緊密な連携・協力のもとに対応します
所管課	健全育成課

施策名	法律相談機関との連携
取組内容	■市の法律相談などにおいて、DV被害者への情報提供の方法や、区保健福祉センター及び男女共同参画センターにおける相談支援について周知し連携を図ります ■弁護士会や法テラス等とDV被害者に支援を行うために、連携を図ります
所管課	健全育成課、広聴課

施策名	民間団体との連携
取組内容	■幅広いDV被害者支援を実践できるように、民間団体との連携・協力を深めます
所管課	健全育成課

施策の方向Ⅳ－２ DV被害者支援体制強化

配偶者暴力相談支援センター（仮称）を設置し、DV被害者の相談や支援体制を強化します

施策名	配偶者暴力相談支援センター（仮称）の設置
取組内容	■配偶者からの暴力防止と被害者保護のための中核的機関・施設としての配偶者暴力相談支援センター（仮称）を設置します
所管課	健全育成課